

超簡易版

令和7年度
業務改善助成金のご案内

中小企業等が生産性向上等を通じて最低賃金を引き上げること支援する制度です！



STEP 1 業務改善助成金を申請できるか確認しましょう

(注) 事業主単位ではなく、事業場（各店舗など）単位となります。

中小企業・小規模事業者であり、「みなし大企業」でもない。

YES

事業場内で最も低い時間給※が952円～1023円未満である。

YES

業務改善助成金の申請が可能です※
STEP2へ

NO

業務改善助成金の申請はできません。
その他の賃金引き上げを支援する助成金をご検討ください。

NO

※雇入れ後6か月を経過した労働者



※解雇、賃下げ、労働保険料の滞納などの不交付事由がある場合は申請できませんのでご注意ください。



STEP 2 賃金引き上げ計画・設備投資の計画を立てましょう

★令和7年9月5日～令和7年11月30日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引き上げ後でも申請できます。

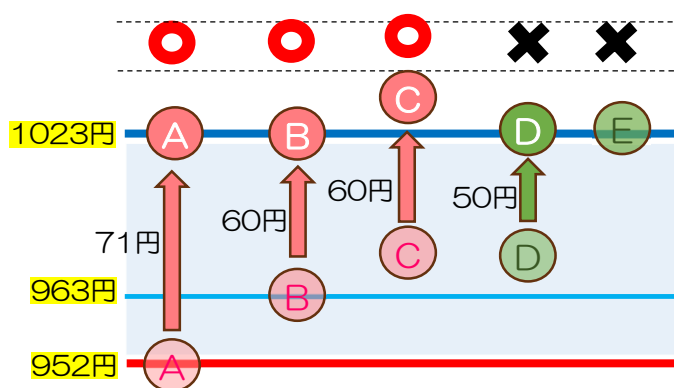
※ 申請期限：令和7年11月30日（高知県）

(1) 賃金引き上げ計画を立てる

- STEP1で確認した事業場内で最も低い時間給の労働者の賃金の引き上げ額を決めましょう。
(30円～90円のコースがあります。引き上げ幅が大きいほど助成上限額が大きくなります。)
- 新たな事業場内最低賃金を下回る賃金の労働者の賃金の引き上げ額(引き上げ労働者数)を決めましょう。
(選択したコースの金額以上引き上げる労働者の人数が引き上げ労働者数としてカウントできます。引き上げ労働者数が多いほど助成上限額が大きくなります。)

※事業場での賃金引き上げ日から地域別最低賃金の発行日までに勤務実績がないことにより、賃金引き上げの実施を確認できない場合は、当該労働者を賃金引き上げ対象者に含めることはできません。

(例)

事業場内最低賃金を952円から1023円に引き上げる場合
(60円コース)

引き上げ後の事業場内最低賃金



現在の事業場内最低賃金

- 引き上げ後の事業場内最賃(1023円)までの引き上げは必須！
- 本例では引き上げ労働者数は3名(A・B・C)
Dはコースの金額以上引き上げていないので×
Eは既に引き上げ後の事業場内最賃以上なので×

コース区分	賃金を引き上げる労働者数 及び 助成上限額 単位：万円				
	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上
30円	30(60)	50(90)	70(100)	100(120)	120(130)
45円	45(80)	70(110)	100(140)	150(160)	180(180)
60円	60(110)	90(160)	150(190)	230(230)	300(300)
90円	90(170)	150(240)	270(290)	450(450)	600(600)

※特例事業者：①事業場内最低賃金が1000円未満 又は ②物価高騰要件に該当する(裏面参照)

(2) 設備投資の計画を立てる

(注意!) 設備導入は交付決定を受けた後に行う必要があります。

- ・助成率と(1)で定めた上限額をふまえ、導入する設備等★を検討しましょう。

助成率

引上げ前の事業場内最低賃金の金額によって助成率が異なります。

1000円未満

4 / 5

1000円以上

3 / 4



業務効率の向上や生産性アップにつながる設備投資が対象となります。
現状の課題(作業に人役がかかりすぎている等)を洗い出し、導入例を参考に検討してみましょう。

導入例

建設業

業務の課題(人数)	設備名	主な効果
測量作業を2名で行う必要があり、人手のやりくりなどで業務が非効率となっていた。 (企業10名・引上げ5名)	自動追尾型測量機	2名で行っていた測量を1名で完結させることができるようになり、測量作業にかかる人役が1/2に削減できた。
積算業務について、特に工期末の繁忙期には長時間を要していた。 (企業5名・引上げ1名)	土木工事積算システム	積算業務にかかる時間が短縮できた。また、積算システム内の検索機能により、過去の類似工事との比較検証が容易となり、積算精度も高くなった。
狭い現場での作業が多いが、手作業で行わなければならなかったため作業に時間がかかっていた。 (企業7名・引上げ5名)	ミニバックホー	狭い現場での作業をミニバックホーで行えるようになり、作業時間を大幅に短縮することができた。

(注1) 不快感の軽減や快適化を図ることを目的とした職場環境の改善経費(例)エアコン設置、執務室の拡大、机・椅子の増設等)、通常の事業活動に伴う経費(例)事務所借料、光熱費、従業員賃金、交際費、消耗品費、通信費、汎用事務機器購入費、広告宣伝費等)などは対象となりません。

(注2) 物価高騰要件に該当する特例事業者※のみ、通常は助成対象外となる乗用自動車や貨物自動車の一部、PC・スマホ・タブレット等の端末と周辺機器の新規導入も対象となります。

※物価高騰要件に該当する特例事業者

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者



STEP3 申請書類・必要書類(見積書等)の準備をしましょう



STEP2までの確認と計画ができましたら、ぜひ一度高知労働局雇用環境・均等室へご相談ください。

- ・交付申請書・事業場実施計画書等を高知労働局雇用環境・均等室に提出してください。
- ・申請期限は、令和7年11月30日(高知県)です。

厚生労働省
高知労働局

業務改善助成金

検索



【制度のお問い合わせ先】【ワンストップ相談窓口】

業務改善助成金

高知働き方改革

コールセンター

推進支援センター

Tel0120-366-440

Tel0120-899-869

就業規則、賃金台帳
などの必要書類を確認
するため訪問などにも
対応しています。

【申請先】

高知労働局

雇用環境・均等室

Tel088-885-6041